

令和5年度 第2回 向日市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録

- 1 日 時 令和6年2月2日（金） 午後2時30分～3時32分
- 2 場 所 向日市役所 大会議室
- 3 出席委員 香本会長・佐々木副会長・河合委員・梅地委員・平田委員
中川委員・山本加津子委員・大島委員・福井委員（9名）
- 4 欠席委員 橋井委員・堀委員・若江委員・山口委員・山本哲也委員
築山委員（6名）
- 5 傍 聴 者 0名
- 6 議 題 向日市国民健康保険事業の運営について（諮問）
(1)向日市国民健康保険条例の一部改正について
(賦課限度額の引上げ)
(2)京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理業務の移管について
- 7 報告事項 (1) 令和6年度納付金等の京都府本算定結果について
(2) 向日市保健事業実施計画・第3期データヘルス計画
(第4期特定健康診査等実施計画)について
- 8 その他

議事（要約）

- 1 市長あいさつ
- 2 諮問
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題
向日市国民健康保険事業の運営について（諮問）
(1)向日市国民健康保険条例の一部改正について（賦課限度額の引上げ）
＜事務局からの説明＞
 - ・国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、以下の内容を改正する。
後期高齢者支援金等賦課限度額を 22万円→24万円（諮問事項）
5割軽減基準額 43万円＋（29万円→29.5万円）×被保険者数
2割軽減基準額 33万円＋（53.5万円→54.5万円）×被保険者数
 - ・試算では賦課限度額の改正により、限度額超過世帯は20世帯減
 - ・試算では軽減基準の改正により、5割軽減世帯では20世帯、2割軽減世帯では9世帯増加となる。
＜委員からの意見＞
 - ・諮問については異議なし
(2)京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理業務の移管について
＜事務局からの説明＞

- ・保険料を収入の基礎とする国保の財政運営を安定的に行うため、国は都道府県単位での保険料の統一を進めるとともに、収納対策の強化や市町村における事務の効率化を図るため保険料滞納整理業務の地方税機構への移管を推進しているところであり、京都府においても、市町村域を越えた対応が可能になることや専門的知識を有する職員による一体的な債権確保、スケールメリットを生かした徴収コストの削減が期待できることから、地方税機構への移管を積極的に推進している。

本市においても、滞納整理業務を実施するため専任の職員を配置し日々業務にあたっているが、滞納整理業務は、移管した他の市町村では行っていない本市だけが行っている業務であり、本市職員にかかる滞納整理業務の負担と本市全体の適正な人員配置への影響等を総合的に勘案し、保険料の滞納整理業務を京都地方税機構に移管する。

<委員からの意見>

- ・向日市が現在まで移管しなかったのはなぜか。
- ・移管されると徴収の仕方が厳しくなるなど、変わる部分があるのか。
- ・諮問については異議なし

<事務局からの説明>

- ・当時の詳しい状況は分かりかねる部分もあるが、移管するまでの整理に至らなかったと推測する。特に、安田市長就任以降は、公平性の観点から滞納整理業務に真摯に取り組んできたが、一定職員の意識が浸透したこともあり、効率的な業務改善を図るため、今回諮問させていただく流れとなった。
- ・税機構においても、向日市においても、保険料をいただく、その過程できちんと納める資力があるにもかかわらず納めていただけない方に対しては、財産調査を行い、滞納処分に移行することがある。それは税機構でも同様である。
一方で、払う意思はあるが支払は難しいという方に対しては、お話を丁寧に伺いながら、場合によっては分割でご納付いただいたり、一定期間猶予をさせていただいたり、丁寧に対応してきたところである。それは税機構においても変わらないと思う。一点変わる部分があるとしたら、税機構は専門家集団であり、本市よりも、効率性は求められる。例えば事務的に資産調査をして資産がない、そうしましたら不納欠損処理しようと、債権放棄をしようというところは、向日市よりも事務的にされるというイメージを持っている。

5 報告事項

(1) 令和6年度納付金等の京都府本算定結果について

<事務局からの説明>

- ・京都府全体の歳出について、医療費を1,704億円と見込み、前年度と比較し26億円増加となる。
- ・歳入について、前期高齢者交付金の概算交付額が53億円減少し、精算額として10億円の追加交付となり、結果が43億円の減少となる。納付金は684億円となり、被保険者1人当たり150,720円、12.1%の増となる。

- ・向日市の納付金は13億5,000万円、前年度より5,000万円の増となる。被保険者1人当たり160,000円、12.7%の増となる。
- ・本市の標準保険料率算定結果は、医療分の所得割9.65%、均等割35,280円、平等割22,135円、後期高齢者支援金分の所得割3.31%、均等割11,783円、平等割7,393円、介護分の所得割2.94%、均等割12,343円、平等割6,065円であった。
- ・令和6年度本市の保険料は、1人当たり保険料は、約151,000円となる見込みである。

（２）向日市保健事業実施計画・第３期データヘルス計画

（第４期特定健康診査等実施計画）について

＜事務局からの説明＞

- ・データヘルス計画は、国の成長戦略としてレセプト等の医療情報や健診結果等データ分析に基づき、PDCA サイクルに沿った、効率的・効果的な保健事業を実施する取組であり、平成27年度から市町村国保も含めた全ての健康保険組合に実施が義務づけられる。

本市は、平成27年度から第1期計画、平成30年度に第2期計画を策定しており、今年度第2期計画の終了に合わせ、その評価を行い、第3期計画を策定するものである。

本計画の実施期間は、国の指針に基づき、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

- ・健康課題として5点を挙げ、これらの課題に対する対策を掲載している。
- ・目標値として、第3計画の6年間を通じて、中長期的な目標とそれを達成するために目指す短期的目標と設定している。
- ・第4期特定健康診査等実施計画については、特定健診・特定保健指導における具体的な目標を設定している。